

江東区で創業する方へ

「特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書」のご案内

江東区では、TOKYO 創業ステーションのプランコンサルティング相談について、特定創業支援等事業の取り扱いとしています。

江東区で創業する方（または創業後 5 年未満の方）は、終了後に江東区役所で「特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書」を取得することで様々な優遇措置を受けることができます。

優遇措置

- ①会社設立の登録免許税の軽減措置
- ②江東区の創業支援資金融資の優遇利率適用
- ③日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率引き下げ
- ④国の小規模事業者持続化補助金の申請要件の対象
- ⑤東京都中小企業振興公社の創業助成事業の申請要件の対象
- ⑥アジアスタートアップオフィス MONO の施設利用料の一部優遇

1. 事前連絡

連絡先:江東区 地域振興部 経済課 創業支援担当 Tel03-3647-2331

「特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書」の交付を希望する場合、江東区 地域振興部 経済課 創業支援担当あてに事前にお電話ください。

プランコンサルティング相談を終了したことをお知らせいただきましたら、申込条件を確認し、必要書類をご案内いたします。

2. 申込条件

下記の（１）及び（２）を満たす方

(1)TOKYO 創業ステーション(TAMA 含む)のプランコンサルティング相談を終了した方

(2)江東区内で創業予定、または創業済みで、次の①または②に該当する方

①事業を営んでいない個人で 6 か月以内に創業する具体的な計画がある方

②創業後 5 年未満で、江東区内に事業所がある方

※ 創業とは「事業を営んでいない個人」が個人事業主として開業するか、または法人設立することを指します

※ 「事業を営んでいない個人」とは、以下を全て満たす個人を指します

- ・ 法人の代表者でないこと
- ・ 開業届を提出した個人事業主ではないこと
- ・ 所得税の確定申告書の収入・所得金額等の「事業欄」に記載がないこと、又は確定申告の必要がないこと

3. 必要書類

- (1) 申請書（区様式への記入が必要です）
- (2) 履歴書（区様式での作成が必要です）
- (3) プランコンサルティング事業計画書策定支援終了証
- (4) 事業計画書（プランコンサルティング相談により作成したもの）
- (5) 次の①②について確認できる書類

申請書および履歴書の様式は、以下のページからデータ版も取得できます。

本ページは、江東区 HP トップ画面の検索より【ページ番号 40040】でもアクセスできます。



①「事業を営んでいない個人」を確認する書類（いずれかひとつ）

現 況	必要書類（例）
（ア）所得税の確定申告をした方	○確定申告書 ※収入・所得金額等の「事業」欄に金額がないこと。
（イ）給与所得の方	○源泉徴収票 ○住民税の特別徴収税額の通知書
（ウ）給与所得のない方 ※年金生活、被扶養者の方等	○住民税の課税・非課税証明書 ○扶養者の源泉徴収票または確定申告書
（エ）事業を廃止した方	○個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）
（オ）法人代表を辞任した方	○商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※ 創業済の方は創業時点の確認書類が必要です。

例：（イ）給与所得の方で令和6年4月に創業した方 ⇒ 令和6年分の源泉徴収票

②「創業後5年未満であること」を確認する書類（創業済の方のみ。いずれかひとつ）

現 況	必要書類
法人	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人事業主	個人事業の開業・廃業等届出書（開業）

4. 申請方法

必要書類をご用意のうえ、江東区 地域振興部 経済課 創業支援担当（江東区役所4階28番）に申請してください。

申請受付期間：終了証発行日より6か月後の月末まで

※ 上記期間のうち開庁時間で受け付けます（土日・祝日、12/29～1/3を除く）

5. 証明書交付日

申請日の2開庁日後（土日・祝日、12/29～1/3を除く）の午後1時以降
手続き等ご不明な点がございましたら問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

江東区 地域振興部 経済課 創業支援担当
TEL：03-3647-2331（直通）